

「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた実証実験環境の向上に関する調査・検討事業 公募型プロポーザルの募集要綱

1 事業目的

経済産業省と国土交通省が合同で開催する「空の移動革命に向けた官民協議会」で取りまとめられたロードマップでは、「空飛ぶクルマ」を次世代の移動手段と位置付け、「物の移動」や「人の移動」だけではなく、「災害対応」、「救急」、「娯楽」等の分野においても実用化がなされ、運用されることが構想されている。このロードマップによれば、事業者による利活用の目標として、2019年から試験飛行や、実証実験等を行い、2023年には事業をスタートさせ、2030年代には実用化をさらに拡大させていくこととされている。

こうした構想を具体化していくためには国による各種の法整備だけではなく、安全性・信頼性が確保された機体の製造技術や、自動飛行、運航管理など、様々な技術開発が必要となる。

本調査検討事業では、この次世代移動手段となる「空飛ぶクルマ」について、その安全性・信頼性確保のための各種試験を、福島ロボットテストフィールド（以下「RTF」という。）の施設・設備を使用して実施することを想定し、施設・設備がどうあるべきか、どのように運用されるべきか、航空分野の視点から、安全性や適法性について調査検討し、報告書に取りまとめることを目的とする。

また、その次の段階として実施される社会実装に向けた各種の飛行実証試験についても、RTF及びその近隣上空、更には福島県浜通り上空といった広範囲で、安全かつ適法に実施するために、それに対して必要な施設・設備とその運用方法についても、多方面から調査・検討し、報告書に取りまとめることも目的とする。

この調査・検討事業の成果を利用する事を通して、RTFと福島県浜通り地域等が、「空飛ぶクルマ」の実証試験における国内の主要な拠点として、安全で、かつ充実した施設・設備、試験環境を提供し、多種多様な企業、研究者等から十分に利活用されることを目指す。

なお、前述の官民協議会においては、「空飛ぶクルマ」の主流が「電動垂直離着陸型航空機（以下「eVTOL」とする。）」になると想定しているため、本事業においても「eVTOL」の運用を前提に調査・検討を行うものとする。

2 事業内容

(1) 事業名称

「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた実証試験環境の向上に関する調査・検討事業

(2) 予算上限額

10,800千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(3) 業務内容

別紙『「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた実証試験環境の向上に関する調査・検討事業仕様書』のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和2年6月29日（月）まで

(5) 納品成果物

成果報告書 紙媒体3部（正本1部、副本2部）、電子媒体1部（CD-ROM等）

3 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしたものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと
- (2) 福島県から競争入札への指名停止を受けていないこと
- (3) 常に連絡調整できるように、体制を整えておける者であること
- (4) その他、公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）との協議に柔軟、かつ真摯に対応できること

4 質問等の受付

(1) 質問書の提出

①提出書類

質問書（様式第1号）

②提出期限

令和2年3月19日（木）午後5時まで（必着）

③提出方法

持参、郵送、電子メール又はFAXで提出の上、電話にて送付した旨を連絡すること。
なお、電話による質問の受付は行わない。

(2) 質問書に対する回答期限及び回答方法

令和2年3月24日（火）までに、福島ロボットテストフィールドウェブページ
(<https://www.fipo.or.jp/robot/>) に回答書を掲載する。

5 参加表明書の提出

(1) 提出書類

参加表明書（様式第2号）

(2) 提出期限

令和2年 3月30日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参または郵送（なお、参加表明書の提出をもって、本募集要綱の記載内容を承諾したものとみなす）

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を作成すること。

① 企画提案書（任意様式 但しA4横とし、両面印刷20頁以内（表紙を除く）とする）

- ・実施内容及び事業の取組内容を別紙『「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた実証試験環境の向上に関する調査・検討事業仕様書』に基づき提案すること
- ・過去に類似する事業を実施している場合は、その実績一覧を明記すること

②見積書及び見積内訳書（任意様式）

- ・見積内訳書は、業務の各項目に対応した工数、数量等の詳細について記載すること

③業務実施体制書（任意様式）

- ・当事業の目的を達成するための業務実施体制を提示すること
 - ・当事業の実施計画（工程）を提示すること
- ④暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第3号）
- (2) 提出部数
紙媒体6部（正本1部、副本5部）、電子媒体1部（CD-ROM等）
- (3) 提出期限
令和2年 4月 6日（月）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法
持参又は郵送
- (4) その他
- ・提出された提案書等は、返却しない。
 - ・プロポーザルに要する経費は、全て提案者の負担とする。
 - ・提出された提案書等は情報保護の観点から、原則として非開示とする。
 - ・企画提案書等提出後に参加辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

7 業務委託予定者の選定

(1) 選定方式

企画提案書のプレゼンテーションを実施し、審査会でのヒアリングによりこれを総合的に評価し、業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定する。

応募者多数の場合は提出資料をもとに書面審査（一次審査）を行い、審査会の参加者を選定する。

(2) 審査基準及び配点

評価項目	配点	判断基準
1 有人航空機・無人航空機に関する知識・理解度、業務経験	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・有人航空機・無人航空機に関する知識と理解度、および業務経験。 ・有人航空機・無人航空機の運用と、その施設・設備に関する知識と理解度、および業務経験。 ・有人航空機・無人航空機の安全管理システム、無線等に関する知識と理解度、および業務経験。 ・航空分野における安全性評価、法制度についての知識と理解度、業務経験。
2 事業の取組内容	30点	<ul style="list-style-type: none"> ・「空飛ぶクルマ」に関する知識と理解度。 ・「空飛ぶクルマ」の社会実装に関する知識と理解度。 ・提案する調査・検討の方法と、その合理性。
3 業務の実施体制	15点	実施体制、業務遂行能力、類似業務実績等。
4 事業費の妥当性	15点	事業費の妥当性等

8 プロポーザル審査会

(1) 日 時

令和2年 4月13日(月)

(2) 場 所

福島ロボットテストフィールド 研究棟本館 会議室

(3) その他

- ①正式な開催日時及び場所は別途通知する。
- ②プレゼンテーション時間は25分以内(10分以内の説明、15分程度の質疑)とする。
- ③提出期限以降の資料差し替えは認めない。
- ④その他参考資料(プレゼンボード、写真等)の持ち込みは可とする。ただし、追加資料の配付は認められない。
- ⑤パワーポイントを使用してプレゼンテーションを行う場合は、企画提案書の提出期日までに電子データを提出すること。その際は機構のパソコンを使用してプレゼンテーションを行うこととする。

9 審査結果の発表及び通知

(1) 通知予定日

令和2年 4月16日(木)

(2) 審査方法

審査会で決定する。

(3) 発表方法

プレゼンテーション参加者全員に対し、書面で通知する。なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めない。

10 契約手続

本業務に関して最も優れた提案を行った者と業務委託契約の締結交渉を行う。

なお、この手続に参加した者が、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、または交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、契約を締結しないことがある。この場合は、次点者と契約の締結交渉を行う。また、契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者に該当する場合も契約を締結しない。

11 不適合事項

この要綱に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員または関係者に本公募型プロポーザルに関する援助を直接または間接に求めた場合、その参加者を失格とする。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 記載すべき内容の全部または一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 予算が超過しているもの

12 主なスケジュール

令和2年 3月19日(木)午後5時まで	質問書提出期限
令和2年 3月24日(火)	質問書に対する回答(予定)
令和2年 3月30日(月)午後5時まで	参加表明書提出期限
令和2年 4月 6日(月)午後5時まで	企画提案書提出期限
令和2年 4月13日(月)	プロポーザル審査会
令和2年 4月16日(木)	審査結果通知(予定)
令和2年 4月20日(月)	業務委託予定者打合せ(予定)

13 その他

- (1) 取得した調査データ等に対する権利は、機構に帰属する。
- (2) 仮に、実施計画書の内容を実施できない場合には、機構との協議により、それに匹敵する内容に変更することが可能。なお、実施できなかった場合には、委託料を減額することがある。

14 各種書類提出先・問い合わせ先

〒975-0036 福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼83

公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構

福島ロボットテストフィールド 技術部 担当：菊地

電話 0244-25-2478 FAX 0244-25-2479 E-mail robot3@fipo.or.jp